

広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施要領

〔平成20年3月31日付19経営第7734号
農林水産省総合食料局長、経営局長通知〕
最終改正 平成21年4月1日20総合第2279号
20経営第7306号

第1 事業の取組等

1 事業の取組

広域連携アグリビジネスモデル支援事業実施要綱（平成20年3月31日付け19経営第7733号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業については、以下に掲げる取組により構成されるものとする。

(1) 生産者・実需者連携事業

ア 複数の都道府県にわたる農業生産者と関連事業者等（取引関係を有する農業生産者が出荷した農畜産物及びその加工品を取り扱う事業者等をいう。以下同じ。）が連携し、農業生産者が関連事業者等の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等を整備する取組（生産者・実需者連携事業の「生産施設等の整備タイプ」という。以下同じ。）とする。

イ 農業生産者と関連事業者等が都道府県域を超えて連携し、農業生産者が関連事業者等の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等を整備する取組（生産者・実需者連携事業の「加工施設等の整備タイプ」という。以下同じ。）とする。

(2) 生産者連携事業

ア 複数の都道府県にわたる農業生産者が共通した生産技術（同一の品種や同様の播種、水管理、施肥、農薬の取扱い、摘果方法等何らかの共通点を有していること。以下同じ。）により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、土地基盤、生産施設、加工施設等を整備する取組（生産者連携事業の「生産・加工施設等の整備タイプ」という。以下同じ。）とする。

イ 複数の都道府県にわたる農業生産者が連携し、高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するため、加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する取組（生産者連携事業の「販売施設等の整備タイプ」という。以下同じ。）とする。

2 目標年度

要綱第3の1の経営局長等が別に定める成果目標の目標年度は、事業実施計画承認年度から3年度目とする。

第2 事業実施主体

要綱別表の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業の事業実施主体の欄の構成

員に3戸以上の農家を含まない法人について、経営局長等が別に定める要件は、次のとおりとする。

なお、1から3に掲げる要件のうち、「目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。」と規定されている要件の目標年度は、事業実施計画承認年度から3年度目とする。

1 農業生産法人

(1) 次に掲げる要件をすべて満たす農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。）

ア 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う目標又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、利用集積及び原料供給は5年以上の契約が締結されていること。

イ 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 当該法人の経営面積（作業受託面積を含む。以下同じ。）がおおむね20ha以上（中山間地域等（別表1の「中山間地域等」とする。以下同じ。）は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(2) 特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する法人をいう。以下同じ。）にあっては、次のアからエの要件とする。

ア 施設等の整備後5年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後5年間引き続き基盤強化法第23条第4項の利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。

イ 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第7項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

エ 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

2 次に掲げる要件をすべて満たす農業サービス事業者（農作業の受託を行う法人をいう。以下同じ。）

(1) 3戸以上の農家又は市町村との間において5年以上の農作業受託契約が締結されており、施設等の整備後5年間引き続き農作業を行うこと。

- (2) 当該法人の行う農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (3) 当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、おおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (4) 5年以内に農業生産法人になることに関する計画を有していること。
- 3 次に掲げる要件をすべて満たす特定法人（基盤強化法第4条第4項に規定する特定法人又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成17年法律第53号）の施行の際現に改正前の構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）別表第17号に掲げる特定法人貸付事業の実施により農地又は採草放牧地につき使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けていた同法第27条第3項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）
- (1) 当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - (2) 当該法人の経営面積がおおむね20ha以上（中山間地域等は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
なお、北海道にあっては、当該法人の経営面積がおおむね80ha以上（耕種経営の場合は、おおむね45ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

第3 事業の実施手続

1 事業実施計画の作成、提出及び承認

要綱第4の1の事業実施計画の作成等について、経営局長等が別に定める手続は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画については、担い手育成関係農業経営強化対策推進事業等公募事業に係る選定委員会（以下「委員会」という。）で採択された公募申請書を事業実施計画とみなす（以下「事業計画」という。）。
- (2) 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア アグリビジネスの展開方針
 - イ 現在の経営状況
 - ウ 成果目標及びその達成のためのプログラム
 - エ 成果目標を効果的に達成するために必要な機械及び施設等の整備計画（以下「施設整備計画」という。）
 - オ 事業の目的、内容、経費の配分及び負担区分
 - カ 事業費の低減方策
 - キ その他必要な事項
- (3) 経営局長等は、事業計画が委員会において採択され、補助金交付候補者として決

定した後に、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省総合食料局長（生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業にあっては農林水産省経営局長）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に当該事業計画を回付するものとし、また、事業実施主体は速やかに別記に定める資料を地方農政局長等に提出し、事業計画の承認を受けるものとする。

2 事業の成果目標

要綱第3の1の経営局長等が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は次のとおりとし、事業実施主体はそれを上回る成果目標を設定するものとする。

(1) 生産者・実需者連携事業

ア 生産施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

(ア) 事業実施主体と関連事業者等の間で取引が行われる連携対象農畜産物（以下「連携作物」という。）の取扱数量が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、事業実施主体における連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との取引数量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等との連携作物の取扱数量が、現在に比べおおむね20%以上増加すること。

(イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基盤強化法第6条に基づき当該市町村が策定する基本構想（以下「基本構想」という。）における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」（以下「目標とすべき所得水準」という。）に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

イ 加工施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

(ア) 事業実施主体と関連事業者等との間で取引が行われる連携作物の取扱数量が次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携作物の取引が行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量に占める事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取扱数量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度において、事業実施主体と出資関係にある関連事業者等又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している関連事業者等へ販売する連携作物の取扱数量が、現在に比べおおむね20%以上増加すること。

(イ) 目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年

間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、構成員が農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

（2）加工・流通拠点整備事業

目標年度において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体のおおむね50%以上となること。

（3）生産者連携事業

ア 生産・加工施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

（ア）共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物を連携して販売した量（以下「連携販売量」という。）が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携販売が行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量に占める連携販売量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度における連携販売量が、現在の連携販売量に比べおおむね20%以上増加すること。

（イ）目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組合員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

イ 販売施設等の整備タイプは、次の2つの基準とする。

（ア）事業実施主体において、事業実施主体と出資関係にある農業生産者又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者との間で取引が行われる農畜産物の取扱量（以下「連携取扱量」という。）が、次のa又はbのいずれかとなること。ただし、現在、連携した農畜産物の取扱いが行われていない場合にあっては、aによるものとする。

a 目標年度において、当該施設で取り扱う農畜産物の総量のうち、連携取扱量の割合がおおむね50%以上となること。

b 目標年度における連携取扱量が、現在の連携取扱量に比べおおむね20%以上増加すること。

（イ）目標年度において、事業実施主体の構成員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。なお、構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に農畜産物を出荷する組合員のうち、基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた目標とすべき所得水準

に年間所得が到達する者が1以上増加すること。

3 事業計画の承認

要綱別表の採択要件の欄の経営局長等が別に定める事業の実施基準は、次のとおりとし、地方農政局長等は採択要件の欄のすべての要件を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

(1) 共通の事業実施基準

- ア 事業規模（事業費）が1億円以上の事業を実施する場合、事業実施主体は5年以上の経営経験を有していること。
- イ 成果目標の達成が確実と見込まれること。
- ウ 整備を予定している機械及び施設等が、成果目標達成に直結するものであること。
- エ 利用計画に基づく機械及び施設の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械及び施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。
- オ 機械及び施設の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- カ 「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に定めるところにより妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること。
- キ 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- ク 機械及び施設別の投資費用及び規模が、要綱第3の3の経営局長等が別に定める機械及び施設等の上限額（別表2の「施設別の上限建設費等」とする。以下同じ。）の範囲内であって、必要最小限のものと認められること。
- ケ 機械及び施設の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- コ 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。
- サ 要綱別表の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業にあつては、主たる受益地が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域であること。
- シ 事業を通じて導入する機械及び施設並びに営農上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていること。
- ス 新規に導入する作物、新規に製造する加工品等について、種苗、原材料、技術、販路等を確保する見通しが立っていること。
- セ 過去において、当該事業実施主体が他の補助事業により機械及び施設を整備している場合にあつては、その機械及び施設の利用状況が計画に照らし、適正であること。

ソ 要綱別表の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象とした機械及び施設等の整備を予定している場合にあっては、次に掲げる全ての要件を満たした集落毎のマップやリストを作成すること等により、水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）の導入に向けた担い手の確保に取り組んでいる地域に所在する事業実施主体において実施するものとする。

ただし、事業実施主体が米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産を行わず、他地域の生産者との連携により原材料の供給を受けるなどして事業を行う場合を除くものとする。

（ア）経営所得安定対策の対象者を確保するため、働きかけの対象者や組織を明らかにすること。

（イ）（ア）の働きかけの対象者や組織が、経営所得安定対策の対象者要件を満たしているか否かを明らかにすること。

タ 要綱別表の事業種類の欄の生産者連携事業において、事業実施主体が農業協同組合等である場合にあっては、次に掲げる女性の参画に関する事項を設定していること又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれること。

（ア）事業実施主体が農業協同組合である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する目標

（イ）事業実施主体が農業協同組合連合会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

チ 要綱別表の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る機械及び施設等（畜産環境、畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について（平成18年3月31日付け17生畜第2867号生産局長通知）」に基づく飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれること。

（2）事業種類別の実施基準

ア 生産者・実需者連携事業

（ア）生産施設等の整備タイプ

a 事業実施主体は、関連事業者等から出資を受けていること。

b 事業実施主体と出資関係にある関連事業者等は、複数の都道府県に所在する農業生産者と取引関係を有していること。

c 施設整備を行う箇所が1箇所又は複数箇所であっても同一都道府県内である場合は、事業実施主体の所在する都道府県と関連事業者等の所在する都道府県は異なっていること。

（イ）加工施設等の整備タイプ

a 事業実施主体は、関連事業者等から出資を受けていること。

b 事業実施主体の構成員が全て同一の都道府県内に所在する場合には、補助の対象施設を構成員の所在地以外の都道府県で整備すること。

イ 加工・流通拠点整備事業

(ア) 事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること。

なお、この場合、農事組合法人以外の農業生産法人においては、事業実施主体から出資を受けていること、また、それ以外の農業生産者、農事組合法人及び農業協同組合等においては、目標年度以降3年間以上の取引契約を締結していることとする。

(イ) 事業実施主体から農業生産法人に対して行われる出資は、事業実施主体である事業協同組合等の組合員からの出資でもよい。

ウ 生産者連携事業

(ア) 生産・加工施設等の整備タイプ

a 共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物の販売を連携して行うこと。

b 施設整備を行う箇所が1箇所又は複数箇所であっても同一都道府県内である場合は、事業実施主体の所在する都道府県と共通した生産技術を有する農業生産者の所在する都道府県は異なっていること。

(イ) 販売施設等の整備タイプ

a 事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること。

b 補助事業で整備する施設で取り扱う農畜産物のおおむね50%以上は、当該施設を整備する都道府県以外で生産される農畜産物であること。

(3) 事業内容の実施基準

ア 補助事業費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工費の全額又はそのうち資材費のみを補助の対象とすることができるものとする。

イ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。

ウ 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地域の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製施設等の機械設備の機能向上のための整備事業についても、既存施設の有効利用の観点から補助の対象とする。

エ 補助の対象とする施設は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

オ 個人機械及び施設並びに目的外使用のおそれの多い機械及び施設は、補助の対

象としないものとする。

カ 既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備すること（いわゆる更新）及び補助の対象とする施設のうち附帯施設のみを整備は、補助の対象としないものとする。

キ 施設等の設置に当たっては、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、地域の実情や施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するとともに、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装及び事業名の表示等について、周辺景観との調和に配慮するものとする。

ク 土地基盤整備事業の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。

ケ 高生産性農業用機械施設を整備する場合にあっては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「整理合理化通知」という。）によるものとする。

コ 補助の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は補助の対象としない。

サ 要綱別表の事業種類の欄の生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業において、補助事業により導入した施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。

（ア）事業実施主体は、農業協同組合又は農業法人（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、その他農畜産物の生産、加工、販売等を営む法人とする。以下同じ。）であること。

（イ）利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。

a 事業実施主体が農業協同組合の場合にあっては、新規就農者、認定農業者又は認定農業者となることが見込まれる者（以下「認定農業者等」という。）であること。

b 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

（a）当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者

（b）当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人

（c）当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人

（ウ）受益戸数は、3戸以上であること。

（エ）リース契約の対象となる施設は、高生産性農業用機械施設（農業機械、温室、畜舎に限る。）、高品質堆肥製造施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理

量1,000t未満のものに限る。)、経営高度化支援施設及び複合経営促進施設であること。

なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械（残存耐用年数が2年以上のものに限る。）も補助の対象とすることができるものとし、この場合の中古農業機械は整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。

(オ) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

(カ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

(キ) 利用者は、機械及び施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに地方農政事務所を經由して地方農政局長等にその旨を報告し、指示を受けること。

(ク) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、地方農政局長等に協議するものとする。

シ 要綱別表の事業内容の欄に定める特認事業は、関連事業者等との連携に伴い農産物の安定的な供給体制を確立するために必要な複合経営促進施設の整備、その他農畜産物の安定供給体制確立を目的として特に必要があるものと地方農政局長等が認めた事業とする。

なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。

(ア) 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。

なお、本施設は共同施設との連携により、本施設の他用途利用の体制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。

(イ) 事業実施主体又は利用者において、基本構想に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効果的かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。

4 事業計画の承認等にあたっての留意事項

要綱第5の2の(5)の経営局長等が別に定める必要な措置等は次によるものとする。

(1) 事業計画承認申請時

次により、事業実施主体の経営状況、事業実施の確実性等について確認する。

ア 事業実施主体の経営状況

直近3年間の経営状況について、決算書、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び外部監査報告書等により確認

イ 事業実施の確実性等

(ア) 預金残高証明書、融資決定通知等補助金以外の事業資金が確実に調達できることを証する資料

(イ) 施設を設置する市町村等の関係機関に対して、事業実施主体に対する評価に関する意見照会及び施設の設置に当たり、法令等の許認可を得る必要がある場合はその見込みや事業用地確保の確実性、周辺の土地利用に与える影響の有無等について意見照会を行うとともに、その状況について現地を確認

(2) 補助金交付申請時（指令前着工届け提出時）

施工業者との工事請負契約書（写し）により事業費を確認

(3) 補助金概算払い請求時及び事業遂行状況報告時

次により、事業の実施状況を的確に把握・確認する。

ア 施工業者への事業費の支払いを証する資料

事業主体に入金された金額が速やかに支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認

イ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業主体から事業費を受領していることを確認。加えて、施工業者へ直接問い合わせを行う等により確認

ウ 工事進捗状況の現地確認

請負契約書及び工事の現場監督者等から事業の出来高を確認し、進捗状況がそれを踏まえたものとなっているかを確認（証拠書類と会計帳簿の照合を含む。）

(4) 事業実績報告時及び事業完了検査時

次により、事業が完了していることを確認するとともに、事業費が適正に支出・受領されていることを確認する。

ア 施工業者への事業費の支払いを証する資料

事業主体に入金された金額が速やかに支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

イ 施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業主体から事業費を受領していることを確認。加えて、施工業者へ直接問い合わせを行う等により確認

ウ 工事完了の現地確認

検査調書、引き渡し書、納品書等で完了期日、金額の確認

(5) 事業完了後

次により、事業完了後目標年度（事業実施年度を含め3年間）まで、達成状況報告時に事業が適正に実施されていることを確認する。

ア 経営状況関係資料

目標年度までの3年間、達成状況報告に直近の収支計算書、貸借対照表、事業報告書、損益計算書、外部監査報告書等により経営状況を確認

イ 現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取・確認

5 事業計画の公表

地方農政局長等は、第3の1の(3)により経営局長等から事業計画が回付されたときは、地方農政局（北海道にあつては農林水産省総合食料局（生産者・実需者連携事業及び生産者連携事業にあつては農林水産省経営局）、沖縄県にあつては沖縄総合事務局。）及び地方農政事務所（北海道にあつては「北海道農政事務所」、当該府県に地方農政事務所が存在しない場合は「地方農政局」、沖縄県にあつては「沖縄総合事務局」）に読み替えるものとする。以下同じ。）の庁舎において5日間（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始の閉庁日を除く。）縦覧に供するとともに、インターネットのホームページへの掲載等により、広く関係者等に公表するものとする。

6 事業の着工

事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着工することができるものとする。

7 事業計画の変更

(1) 要綱第4の4の経営局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、1から4までに準じて行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 成果目標の変更

ウ 事業実施主体の変更

エ 事業実施期間の変更

オ 施行箇所及び設置場所の変更

カ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

キ 施設等の新設又は廃止

(2) (1) のカの補助事業費の3割を超える変更において、適正に事業費の算定が行われている場合であつて、入札結果により生じた差額等機械及び施設等の規模及び構造等の変更を伴わない事業費の3割を超える減である場合は、事業計画の重要な変更にて代えて、事業実施主体はこの事業費の異同について、第11の4の広域連携アグリビジネスモデル支援事業費異同理由書（様式第1号）を地方農政事務所を経由して地方農政局長等に提出するものとする。

第4 事業実施状況の報告等

1 事業実施状況の報告

要綱第8の1の経営局長等が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、事業計画承認年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における成果目標の達成

状況について、第11の5の広域連携アグリビジネスモデル支援事業達成状況報告書（様式第2号）により、翌年度の7月末日までに地方農政事務所を經由して地方農政局長等に報告するものとする。

2 目標年度の事業実施状況の報告は、要綱第9の1の報告をもって、代えるものとする。

3 事業実施状況に対する指導

地方農政局長等は、1の規定による事業実施状況報告の内容について検討し、次に該当する場合、改善計画を作成させるなど必要な指導を行うものとする。

(1) 成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満の場合

(2) 施設等の利用計画に対する利用状況が70%未満の場合

第5 事業の評価

1 自己評価

要綱第9の1の経営局長等が別に定める事業実施主体が自ら行う評価（以下「自己評価」という。）は、第11の6の広域連携アグリビジネスモデル支援事業評価報告書（様式第3号）により行い、その結果を目標年度の翌年度の9月末日までに地方農政事務所を經由して地方農政局長等に報告するものとする。

2 点検評価

要綱第9の2のなお書きに定める地方農政局長等から経営局長等への点検評価結果の報告は、目標年度の翌年度の10月末日までに行うものとする。

3 成果目標が達成されていない場合の措置

(1) 地方農政局長等は、要綱第9の2の点検評価を行った結果、成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し改善計画を提出させるとともに、要綱第9の1及び2の定めにかかわらず、評価の手続を継続するものとする。

(2) 地方農政局長等は、目標年度の翌々年度の点検評価の結果、成果目標の全部又は一部が達成されず、かつ、改善の目途が立たないと判断されるときは、事業を取り止めるなど、適切な措置を講じるものとする。

(3) (1)において、地方農政局長等が、当該成果目標が達成されなかった理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと認めた場合には、当該規定に基づく措置をとることを要しない。

4 施設等の利用状況等が低調な場合の措置

(1) 地方農政局長等は、要綱第9の2の点検評価を行った結果、施設等の利用計画に対する利用状況が70%未満の場合にあっては、事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)により改善計画の達成状況を把握した結果、改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、「広域

連携アグリビジネスモデル支援補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」（平成年月日付け第号農林水産省総合食料局長、経営局長通知。以下「事務取扱通知」という。）第5の4に基づき、適切な措置を講じるものとする。

5 評価結果の公表

点検評価を行った地方農政局長等は、第3の4に準じて評価結果を公表するものとする。

第6 管理運営

機械・施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が本事業により整備した機械及び施設等の管理運営を直接行い難しい場合には、要綱別表の事業種類毎の事業実施主体の欄に定められた事業実施主体の範囲内であって、地方農政局長等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

第7 農業用機械のうち経営局長等が別に定める機械

要綱別表の補助率の欄の経営局長等が別に定める機械は、水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー並びに家畜ふん尿処理利用に係る機械とする。

第8 環境と調和のとれた農業生産活動の促進

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業生産者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する農業生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

第9 耕作放棄地対策の推進

地方農政局長等は、事業実施計画の承認に当たり、原則として、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営第3348号農林水産省経営局長通知）に定めるところにより、当該市町村の基本構想に沿って、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施している又は事業実施期間内に実施することが確実な市町村に所在する事業実施主体又はこれらの市町村を主たる受益地とする事業実施主体の事業実施計画を優先するよう配慮するものとする。

第10 補助事業費の取扱い

本事業に係る補助対象事業の事務及び事業費の取扱いについては、事務取扱通知によるものとする。

第11 計画書等の様式について

本事業の実施に当たっては、次の様式等によるものとする。

なお、地方農政局長等は、必要に応じこれらの様式等以外のものについて要求できるものとする。

- 1 別記資料
- 2 広域連携アグリビジネスモデル支援事業費異同理由書（様式第1号）
- 3 広域連携アグリビジネスモデル支援事業達成状況報告書（様式第2号）
- 4 広域連携アグリビジネスモデル支援事業評価報告書（様式第3号）

別表 1

中山間地域等

| | 事 項 |
|---|--|
| 1 | 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 |
| 2 | 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域 |
| 3 | 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。） |
| 4 | 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 |
| 5 | 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 |
| 6 | 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄 |
| 7 | 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島 |
| 8 | 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島 |
| 9 | 「農林統計に用いる地域区分の改訂について」において中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域 |

別表 2

施設別の上限建設費等

| 施設等名 | 内 容 | 上限建設費 | その他の基準 |
|----------------|-------------------------------|---|--|
| 1 農業用水施設 | 定置配管施設 | 受益面積10a当たり86万円 | 上限規模は50ha |
| 2 高生産性農業用機械施設 | ①温室 | 建築面積㎡当たり3.5万円(内部設備がある場合) 建築面積㎡当たり1.7万円(内部設備がない場合) | 上限規模は15,000㎡ |
| | ②畜舎 | 建築面積㎡当たり5万円 | 上限規模は2,000㎡ |
| 3 乾燥調製貯蔵施設 | ①ライスセンター | 処理量トン当たり45万円 | 上限規模は2,000t |
| | ②カントリーエレベーター | 処理量トン当たり 2,000t級31.5万円 3,000t級24.5万円 | 上限規模は3,000t |
| 4 農畜産物集出荷貯蔵施設 | ①りんご 選果機 建物 | 処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円 | |
| | ②なし | 処理量トン当たり27万円 | |
| | ③柑橘 選果機 建物 | 処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり 5000t以上9万円 5000t未満13.5万円 延べ床面積㎡当たり7万円 | |
| | ④野菜(トマト、キュウリ) | 処理量トン当たり27万円 | |
| 5 農畜産物処理加工施設 | 茶 | 処理量トン当たり160万円 | |
| 6 高品質堆肥製造施設 | | 処理量トン当たり7.6万円 | 上限規模は4,000t |
| 7 未利用資源活用施設 | 籾殻粉碎施設 (プラント) | 1台当たり2,250万円 | |
| 8 育苗施設 | | 育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円 | 上限規模は500ha |
| 9 新技術活用種苗等供給施設 | | 延べ床面積㎡当たり24.5万円(建物) 延べ床面積㎡当たり3.5万円(温室) | 上限規模は延べ床面積 1,500㎡ 上限規模は延べ床面積 3,000㎡ |
| 10 新規就農者研修施設 | 農業機械及び施設、 研修及び滞在施設等の 整備 | 他のメニューで設定したものに準ずる。 | 上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。 |
| 11 地域農業管理施設 | | 延べ床面積㎡当たり24.5万円 | 上限規模は延べ床面積 1,500㎡ |
| 12 産地形成促進施設 | | 延べ床面積㎡当たり24.5万円 | 上限規模は延べ床面積 1,000㎡ |
| 13 地域食材供給施設 | | 延べ床面積㎡当たり29万円 | 上限規模は延べ床面積 1,000㎡ |